

2025年度新潟港コンテナターミナル新規利用報奨金（輸入）制度要領

1 概要

過去3ヶ年間に於いて、新潟港でのコンテナ貨物利用がなかった事業者が、他港から新潟港へシフトする等により、コンテナ貨物を輸入した場合に報奨金を支給する制度です。

2 制度名

新潟港コンテナターミナル新規利用報奨金（輸入）制度

3 報奨金の対象

過去3ヶ年間（2022年度～2024年度）において新潟港でのコンテナ貨物利用（輸入）がなかった事業者が、報奨金対象期間中に新潟港を利用して、コンテナ貨物を輸入した場合を対象とします（小口混載貨物は対象外）。

※ 関連物流会社又は商社等が船荷証券の荷受人（Consignee）となるような場合で、申請事業者と船荷証券の荷受人名義が異なる場合には、商社等との契約書等の確認により実質的な荷主が誰かという観点で判断します。

4 報奨金

㈱新潟国際貿易ターミナルの予算の範囲内で、以下に定める額を支給します。

- （1）取扱量1TEU毎に2,000円
- （2）1事業者当たりの上限は20万円とします。

5 報奨金対象期間

報奨金の対象期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までの間に新潟港コンテナターミナルを利用した輸入コンテナを対象とします。

※ 2026年3月31日までにヤードに荷揚げされたコンテナとします。

6 申請手続き

報奨金を希望する事業者は2026年1月末日までに当社制定の申請書「新潟港コンテナターミナル新規利用報奨金（輸入）支給申請書」を提出願います。

7 報奨金申請受理通知

申請書受理後、当社より申請者に受理通知します。

8 報奨金制度実績報告書

報奨金を受領する場合は、報奨金対象期間の実績を取りまとめ、当社制定の実績報告書「新潟港コンテナターミナル新規利用報奨金（輸入）実績報告書」を2026年4月10日までに提出してください。

※ 実績報告書には、次の書類を添付してください。

①実績報告内訳明細書

②報奨金対象期間中に新潟港コンテナターミナルを利用したコンテナの状況が分かる船荷証券等の書類写し。

9 報奨金支払

報奨金は実績報告書の提出を受けて、精査した後に事業者指定の口座に振り込みます。

10 その他

本制度は2025年度のみで、2026年度報奨金制度の実施については、改めてご案内いたします。

【お問い合わせ先】 株式会社新潟国際貿易ターミナル
経営企画部経営企画課
電 話 0 2 5 - 3 8 8 - 1 0 0 1
F A X 0 2 5 - 3 8 8 - 1 0 0 8